

# キャッシュレス決済 キャンペーン を実施します



実施期間 **7月1日(木)~8月31日(火)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者を応援するとともに、感染防止の一環として町内店舗のキャッシュレス化を促進するために、キャッシュレス決済でお支払いをした方へポイント等を還元するキャンペーンを行います。

**☑** 町内参加店舗で対象のキャッシュレス決済を使用してお支払いをした場合に、決済金額の30%をポイント等として還元します。

1回のお買い物での還元上限額：3,000円相当

期間中還元上限額：20,000円相当（対象のキャッシュレス決済ごと）

対象のキャッシュレス決済：auPAY、d払い

※予算額に達した場合には、早期終了することがあります。

対象店舗等詳しくは、決定し次第伊奈町商工会ホームページでお知らせします。▲商工会ホームページ

☎ 伊奈町商工会 ☎ 7 2 2 - 3 7 5 1



## 2021伊奈まつり 中止のお知らせ

「2021伊奈まつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止と決定いたしました。

今般の社会情勢による不安や懸念を払拭することができず、参加者や関係者の安全を最優先とさせていただいたものですので、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。



☎ (一社)伊奈町観光協会

☎ 7 2 4 - 1 0 5 5

▲伊奈町観光協会  
ホームページ

## 伊奈町感染防止対策 飲食店支援金

埼玉県感染防止対策協力金または国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一次支援金の対象とならない町内の飲食店事業者に、支援金を交付します。

**☑** 飲食店または喫茶店営業許可を取得し、来客用の飲食スペースを有する事業者で、町内に店舗および住所（本店）がある個人事業者・中小企業等

※別に条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

支援金額 一律20万円（1回限り）

申請期限 6月30日(水)

☎・☎ 元気まちづくり課 ☎ 2 2 3 4

## 令和2年度 消防功労者消防庁長官表彰

伊奈消防団副団長伊藤晴一氏が、令和3年3月10日に永年勤続功労章を受章しました。  
この表彰は、消防団員として、約30年にわたる消防防災業務に対し貢献が認められたものです。



### 春の叙勲 瑞宝単光章を受章



篠塚 公男 氏

篠塚氏は、国立印刷局職員として長年にわたり印刷業務に尽力されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

### 危険業務従事者叙勲 瑞宝双光章を受章



斉藤 良夫 氏

斉藤氏は、警視庁職員として長年にわたり治安維持に尽力されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

### 危険業務従事者叙勲 瑞宝単光章を受章



飯塚 潤 氏

飯塚氏は、東京消防庁職員として長年にわたり消防活動に尽力されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

### 危険業務従事者叙勲 瑞宝単光章を受章



田中 順一 氏

田中氏は、警視庁職員として長年にわたり治安維持に尽力されました。このたびの受章は、その功績が認められたものです。

## 介護保険負担限度額の認定要件と 食費・居住費の限度額が変更になります

関 福祉課 2123

令和3年8月から、施設入所者の負担限度額の認定要件と食費・居住費の限度額が下表のとおり変更になります。また、現在限度額認定を受けている方には7月上旬に申請書を送付します。

利用者負担段階	所得の状況※1	預貯金等※2の資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者等	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	600円
	前年の合計所得金額+年金収入額80万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,000円
3	前年の合計所得金額+年金収入額80万円超120万円以下の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,300円
4	前年の合計所得金額+年金収入額120万円超の方						

( ) 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2 預貯金等に含まれるもの…資産性が高く、換金性が高く、価格評価が容易なもの